

令和8年7月

長崎県警察

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に関する処分基準の結果の公示
について

1 規則等の題名

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分基準

2 意見公募手続を実施しなかった理由

今回の処分基準の改正は、技術的修正等の形式的な変更であるため、行政手
続法第39条第4項第8号の規定に準じて意見公募を実施しませんでした。

3 施行日

令和8年7月29日